

りょういくてちょうこうふはんてい あんない  
**療育手帳交付判定についてのご案内**

島根県出雲児童相談所  
 出雲市小山町 70

療育手帳を新たに取得しようとする方、または既に取得しているが再判定の時期となった方（18歳未満の方）は、出雲児童相談所で障がい程度の判定を受けることが必要です。  
 お住まいの各市町役場で療育手帳交付申請を終えられましたら、当所へ判定の予約をして下さい。  
 令和6年度の判定は下記の日程で実施しています。

判定は予約制で行います。必ず事前に電話で予約（TEL **0853-21-0007**）して下さい。

令和6年度判定日			
4月	3(水)・10(水)・17(水)・22(月)・26(金)	10月	3(木)・11(金)・16(水)・21(月)・25(金)・30(水)
5月	1(水)・9(木)・15(水)・20(月)・24(金)・30(木)	11月	1(金)・8(金)・13(水)・20(水)・25(月)・28(木)
6月	5(水)・14(金)・19(水)・24(月)・27(木)	12月	4(水)・9(月)・12(木)・18(水)・23(月)・26(木)
7月	5(金)・11(木)・17(水)・22(月)・25(木)・29(月)	1月	8(水)・15(水)・20(月)・24(金)・30(木)
8月	2(金)・8(木)・16(金)・21(水)・26(月)・29(木)	2月	5(水)・12(水)・17(月)・21(金)・27(木)
9月	2(月)・5(木)・11(水)・20(金)・26(木)・30(月)	3月	5(水)・10(月)・14(金)・19(水)・27(木)

時間は ①9:00～ ②10:30～ ③13:30～ ④15:00～

所要時間は、1時間から1時間30分程度です。

なお、判定に際しては、療育手帳を取得されるご本人と保護者の方（または、普段の生活状況をご存知の方）でお越し下さい。

